

高松西ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I： 国際ロータリー
6. 年 度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名から成る理事会とする。理事会とは、少なくとも会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督、および本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名の理事を加え構成される。

第3条 理事および役員の選挙

第1節 選挙の1カ月前に、会員は会長、副会長、幹事、会計、空席になっている理事の候補者を立てる事が出来る。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てる事ができる。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第5節 指名委員会制をとるが委員の任命、役員の任期等は本クラブ内規に依る。

第4条 理事会の任務

第1節 会長 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長 理事を務める。

第3節 会長エレクト 会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長不在の場合、クラブの会合および理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事 クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計 すべての資金を監督し年次財務報告を行う。

第8節 会場監督（SAA）はクラブの会合の秩序を維持すると共にニコニコ箱を幹事と共同で管理する。

第5条 会合

第1節 年次総会 毎年12月31日までに本クラブの年次総会を開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行うものとする。

第2節 本クラブの例会は金曜日12時半（但し、月の第1例会は18時半）に開催する。例会に関

するあらゆる変更または例会の取消は、クラブの会員全員に然るべく通告するものとする。

第3節 理事会は毎月第3例会日に開催されるものとする。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により召集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第4節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 会費

本クラブの年会費は228,000円とし、R I 人頭分担金、「ザ・ロータリアン」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、そのほかのロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成され、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし役員と理事の選挙はその例外となり、投票で採決するよう決定することができる。(理事会の特定の決議も同じ)

第8条 委員会

第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。クラブは、以下の委員会を設けるべきである。

- ・クラブ奉仕(管理運営)
- ・会員増強
- ・広報
- ・ロータリー財団
- ・奉仕プロジェクト

会長は必要に応じて、その他の委員会を任命できる。

第2節 会長は、全ての委員会の職務上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つものとする。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する

第9条 委員会の任務

第1節 - 会員増強維持・職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早くその地域の職業分類調査を行うものとする。その調査から職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討するものとする。また職業分類の問題について理事会と協議するものとする。絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために会員に対し適切な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなくてはならない。また、会員の状況に常に注意し、会員の退会を未然に防止するよう努めなければならない。

第2節 - ロータリー情報委員会

この委員会は、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動理念等に関する情報を提供し、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、入会から最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

第3節 - 雑誌委員会

この委員会は、「ロータリーの友」に対する会員の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会

プログラム等において毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアン以外の人にも雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校その他の場で特別購読を広める。また、ニュース資料と写真あるいは各種原稿を雑誌編集社に送り掲載してもらったりその他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員及びロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

第4節 - 出席委員会

この委員会は、全てのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席することを（IM、地区大会、地域大会及び国際大会等）奨励する方法を考案するものとする。特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

第5節 - 親睦活動・家族・委員会

この委員会は、会員及び会員家族間の知り合いと友情を増進し、用意されたロータリーのレクリエーション及び社会的諸活動への参加を会員に奨励する。

第6節 - プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会及び臨時の会合のための楽しく有意義なプログラムを準備し、手配するものとする。

第7節 - IT・広報委員会

この委員会は、ホームページ上でクラブ週報を刊行することによって、関心を促して出席向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与することに努める。また、メーリングリストを有効に活用して会員間の連絡、情報共有に役立てるよう努めなければならない。広く世間一般に、ロータリー、その歴史、綱領及び規模に関する情報を提供し、適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

第8節 - 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調査するものとする。

第9節 - 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責任を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

第10節 - 危機管理委員会

この委員会は、いずれ来る大規模自然災害に対する備えや対策について広く啓蒙する。さらに、企業におけるリスクマネジメントについても広く考察するものとする。

第11節 - 国際奉仕委員会

この委員会は書物等を読むことや他国との友好クラブ縁組、青少年交流、救済奉仕活動を通じ他国の人々とその文化、慣習、問題に対する認識を培い国際理解、親善、平和を推進するための会員活動から成るものである。

第12節 - ロータリー財団委員会

この委員会は会員に対しロータリー財団への寄付を要請するものとする。（1人年間100ドル以上維持を希望）ロータリー財団国際親善奨学生を支援するあるいはロータリー財団地区補助金、及びグローバル補助金の企画立案に努め補助金を有効活用して人道的国際、及び地域社会奉仕活動に取り組む。

第13節 米山記念奨学委員会

この委員会は会員に米山記念奨学会への寄付を要請するものとする。ロータリーの理想とする国際理解と相互理解に努め国際親善と交流を深めるために優秀な留学生及び学友を援し国際平和の創造と維持に努めるものとする。

第14節 青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会における幼児、児童、青少年問題に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。地域ライラ (RYLA) に積極的に参加し、研修を行う。

第15節 その他

- (a) 会長は、理事会の承認を受け、クラブ特定の行事または活動をおこなうための委員会を設けることができる。
- (b) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- (c) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
- (d) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第10条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成するものとする。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する本会計予算および慈善・奉仕活動運営に関するニコニコ特別会計予算である。

第2節 会計は本クラブの資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つに分け、理事会によって指定される銀行に預金するものとする。

第3節 出金は会長または幹事のいずれかが承認し会計が作成した出金伝票に基づいて、原則振込みをもって処理されなければならない。

第4節 すべての財務処理は、毎年、有資格者により徹底した監査が行われるものとする。

第5節 クラブの年次財務報告をクラブ会員に配布するものとする。

第6節 会計年度は7月1日より6月30日までである。会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第11条 会員選挙の方法

第1節 会員が、候補者の氏名を理事会に提出するものとする。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受ける事が出来る。この推薦は理事会から特段の指示が有る場合を除き、口外してはならない。

第2節 理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認(21)するものとする。

第3節 理事会は、30日以内にその候補者の入会を承認または拒否し、推薦者にその決定を通知するものとする。

第4節 理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。

第5節 クラブ入会見込み者の通知を受けてから7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この入会見込者は、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てが提出された場合、クラブは、次回の会合において、この件について票決を行うものとする。

第6節 クラブは理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第12条 決議

本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付することなく理事会に付託するものとする。

第13条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。本クラブ定款およびR Iの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

* R I 規定審議会の定款・細則改定に基づき高松西ロータリークラブの定款・細則を改定し、2014年7月1日より施行。

* R I 規定審議会（2016年）に基づき2017年後期より施行。